

第 17 号議案

足立区創業支援施設条例

上記の議案を提出する。

平成 15 年 2 月 25 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区創業支援施設条例

(目的)

第 1 条 この条例は、足立区産業振興基本条例（平成元年足立区条例第 16 号）第 4 条第 2 号の規定に基づき、足立区創業支援施設（以下「創業支援施設」という。）を設置することにより、創業者及びその事業活動を支援し、もって区内産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「創業者」とは、足立区の区域内（以下「区内」という。）で創業する法人又は個人（所在地又は住所が区内にないものを含む。）をいう。

(名称及び位置)

第 3 条 創業支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
足立区千住仲町創業支援館	東京都足立区千住仲町 2 4 番 2 号

(施設)

第 4 条 創業支援施設には、次に掲げる施設を設ける。

(1) 事務所

(2) 産学交流室

(3) 会議室

(4) 研修室

(5) 商談・交流室

(入居資格要件等)

第5条 事務所の入居者の募集方法は、公募による。

2 前項の公募の対象となる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する創業者とする。

(1) 区内産業の活性化に寄与する事業（以下「事業」という。）を行うこと。

(2) 事業を始める予定があり、又は創業後3年未満であること。

(3) 事務所の使用期間終了後も区内において引き続き事業を行う意思を有すること。

(4) 個人にあっては特別区民税、法人にあっては法人都民税を滞納していないこと。

(5) その他規則で定める要件

3 区長は、公募を行うときは、前項に規定する募集対象その他必要な事項を記載した募集要項を作成する。

4 入居を希望する創業者は、前項の募集要項に従い、区長に入居の申込みをしなければならない。

（入居者の選考）

第6条 区長は、前条第4項の規定により申込みをした者のうちから選考により入居予定者を決定する。

2 前項の選考は、規則で定める方法により行う。

3 区長は、入居の可否を決定をしたときは、その旨を速やかに入居申込者に通知しなければならない。

（補欠者）

第7条 区長は、入居予定者を決定するときに、必要と認める数の補欠者及びその順位を定めることができる。

2 区長は、入居予定者として決定された者が入居手続きをしないとき又は空き事務所が生じたときは、第1項の補欠者のうちから入居予定者を決定することができる。

3 前項の規定により入居予定者を決定できないときは、第5条の規定

により入居者を公募する。

4 補欠者に関し必要な事項は、規則で定める。

(入居手続)

第8条 入居予定者は、区長が指定する日までに、第11条に規定する保証金を納付しなければならない。

2 区長は、入居予定者が正当な理由がなく保証金を納付しないときは、入居予定者の決定を取り消すものとする。

(使用許可)

第9条 区長は、前条第1項に規定する手続を完了した入居予定者に対し事務所の使用を許可し、その旨を通知するものとする。

(使用期間)

第10条 事務所を使用できる期間は、2年以内とする。ただし、区長が特に必要と認める場合は、1年に限り延長することができる。

(保証金)

第11条 保証金の額は、別表第1のとおりとする。

2 保証金は、入居者が事務所を返還する際に、これを還付する。ただし、未納の使用料、共益費又は原状回復に要する費用等入居者の負担すべき費用がある場合は、保証金のうちからこれを控除する。

3 保証金の額が前項に規定する控除すべき額に満たない場合は、入居者は、直ちにその不足額を納付しなければならない。

4 保証金には、利子を付さない。

(使用料)

第12条 事務所の使用料は、別表第2のとおりとする。ただし、月の途中から使用する場合は、規則に定める日割計算によるものとする。

2 使用料は、使用許可の日以後で区長が定めた日からこれを徴収する。

3 使用料は、毎月、その月分を区長が指定する日までに納付しなければならない。

4 事務所以外の施設の使用料は、無料とする。

(共益費)

第 1 3 条 区長は、入居者の共通の利益を図るため、共益費を入居者から徴収する。

2 共益費は、1 事務所につき月額 1 万 5 , 0 0 0 円とする。

3 前条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、共益費の徴収に準用する。

(入居者の費用負担)

第 1 4 条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気使用料

(2) 入居者の責に帰すべき事由によって生じた施設の修繕等に要する費用

(3) 前 2 号のほか、区長が指定する費用

(転貸等の禁止)

第 1 5 条 入居者は、事務所を転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

2 入居者は、事務所を事務所以外の目的に使用してはならない。

3 入居者は、事務所を長期にわたり使用しない場合は、区長に届け出なければならない。

(使用者の管理義務等)

第 1 6 条 施設の利用者は、善良な管理者としての注意を払い、施設を正常な状態において使用し、及び近隣住民の生活を乱さないようにしなければならない。

2 施設の利用者は、施設に模様替えその他の工作を加える行為をしてはならない。ただし、区長が特に許可した場合は、この限りでない。

3 施設の利用者は、その責に帰すべき事由により創業支援施設を滅失し、又はき損した場合は、これを原状に回復し、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

4 区長は、施設の管理上必要があると認めるときは、施設の利用者に

対して指示をすることができる。

（営業実績の報告）

第17条 入居者は、営業実績に関する報告書を規則で定めるところにより区長に提出しなければならない。

（使用権の承継）

第18条 区長は、第15条第1項の規定にかかわらず入居者の死亡、身体の故障その他の事由により事業を継続するが困難となった場合、相続人又は入居者が指定する者に使用の権利の承継を許可することができる。

（事務所の返還）

第19条 入居者は、事務所を返還しようとする場合は、区長に届け出て、検査を受けなければならない。

（使用許可の取消し）

第20条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入居者に対する使用許可を取り消すものとする。

（1） 偽りその他不正の行為により使用許可を受けたことが判明したとき。

（2） 使用料及び共益費を正当な理由がなく2月以上滞納したとき。

（3） 正当な理由がなく1月以上事務所を使用しないとき。

（4） 施設を故意にき損したとき。

（5） 営業実績が著しく悪化していると認められるとき。

（6） この条例又はこの条例に基づく規則若しくは区長の指示に違反したとき。

（産学交流室）

第21条 区長は、入居者及び区内の事業者と高等学校、高等専門学校、大学その他研究機関（以下「学校等」という。）との技術交流等を促進するため、産学交流室を学校等に使用させることができる。

（会議室、研修室及び商談・交流室）

第 2 2 条 区長は、入居者を支援するため、会議室、研修室及び商談・交流室を入居者に使用させることができる。

2 区長は、前項に規定する目的に支障がない範囲で、次の各号に掲げる者に会議室及び研修室を使用させることができる。

(1) 区内の産業関係団体

(2) その他区長が必要と認める者

(創業指導員の設置)

第 2 3 条 区長は、入居者の相談に応じ、必要な指導を行うため、創業支援施設に創業指導員を置くことができる。

(管理の委託)

第 2 4 条 区長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、創業支援施設の管理を公共的団体に委託することができる。

(管理細則)

第 2 5 条 区長は、施設の管理細則を作成するものとする。

2 施設の利用者は、前項の管理細則を遵守しなければならない。

(委任)

第 2 6 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前になされた入居者の決定に関する手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1 (第 1 1 条関係)

事務所番号	保証金の額
1	
2	1 1 0 , 0 0 0 円

3	1 2 0 , 0 0 0 円
4	
5	1 1 0 , 0 0 0 円
6	
7	
8	
9	1 2 0 , 0 0 0 円
1 0	
1 1	
1 2	
1 3	

別表第 2 (第 1 2 条関係)

事務所番号	使用料 (月額)
1	
2	2 1 , 0 0 0 円
3	2 5 , 0 0 0 円
4	2 1 , 0 0 0 円
5	2 2 , 0 0 0 円
6	2 5 , 0 0 0 円
7	
8	
9	2 4 , 0 0 0 円
1 0	
1 1	
1 2	
1 3	

(提案理由)

創業支援施設を開設する必要があるので、この条例案を提出いたします。